

滋賀県守山市勝部

永末 博幸

1. 一言意見を申し述べます。第 17 回委員会において、今後の進め方として地域別部会のほか議論を深めるためにテーマ別部会を設けるようですが、是非治水と環境との調整についての議論を深めていただきたいと思います。このことについては「中間とりまとめ」に対しても申しましたが、今回の 030117 版でも解決されていないように思います。確かに河川環境に関する問題点や方向性については多く指摘され、環境改善についての例示なども示されています。こうした例示が多くあることは議論を深める上からも大変いいことなので、是非例示などは多くしていただきたいと思います。例示の件は後述することとして、治水と環境との調整のことについて考えてみます。現況河川においてももしも治水のことを全く考えずに環境保全に対する問題対応だけを考えるのであれば、これとても非常に難しい問題ではありますが、それなりに方向性ははっきりしています。しかしながら、例えば中小規模の河川などで環境保全への対応が治水安全度を著しく損なうことになりそれに対応するとしたら、この相反する治水と環境とをいかに調整すべきかがよく判らないのです。「相反する」ということには現状の川幅は変えないという前提で考えています。そもそも治水と環境との調整は基本的には土地問題です。河川敷地がふんだんに使えるのであれば治水も環境も理想に近いようにすることも可能でしょうが、或る限られた土地の中で治水安全度の向上を図りながら環境的にも問題のない河川にしたいというところに調整の問題がある訳です。そのための基本となるべき治水規模のあり方や治水安全度の考え方について、あるいは環境の順応性や改善の程度さといった事柄について何ら触れられていないから、どのように調整すればよいと提言されているのかがよく判らないのです。戦後は確かに治水優先の政策が選択されました。未だ不十分な地域は残っていますが、総体的には治水安全度は高まっています。では今後はどうするのか。雰囲気的には治水安全度が少し位は落ちてでも環境を重視すべきだと言っているように思えます。しかしある程度の定量的な目安がなければこのような雰囲気だけでは河川整備計画はできないのではないのでしょうか。環境保全対策のために家屋移転してまでもするのか、部分的な拡幅で済むような程度まではするのかといった判断が付かないからです。それというのもこの提言が環境に対する問題点の指摘や今後の方向性などにおいては理想的なあるべき姿といったスタンスであるように思われるからです。いずれにせよ何らかの形で明確にされない限り治水と環境との調整問題は将来においても再び問題化することになるのではないのでしょうか。
2. 次に上記例示の件です。「自然環境を考慮した治水計画の一例として、例えば自然再生型として低水路を河道内で蛇行させるなどにより瀬や淵の復元を図り、護岸には自然材料を用いた緩傾斜のものとする工夫が必要である」としています。将に具体的で現実的な苦心の対策だと思えます。恐らく現況の直線河川に対し環境保全を図ろうとすれば現実的にはこのような方法しかないのではないかと私も思います。

ただこの対策では中小洪水程度には対応できたとしても大洪水やまして超過洪水を云々するような洪水が来ると河川の様相は一変し、洪水前の瀬や淵はおそらく跡形もなくなるということを知っておく必要があります。そして再び平常時が進み小洪水などがあればそれなりの瀬や淵が形成されるでしょうが、また大洪水で無くなってしまったことを繰り返しながら河川は変化していくものと思います。瀬や淵が形成される根本は、河川自身の蛇行と洪水による流れです。つまり河川自身が蛇行していないと直線河川の低水路部だけを蛇行させても安定した瀬や淵はできません。といって今更河川自身を蛇行させることができるかということです。例示のような解決策でよいということが深く議論された結果であればよいのです。つまり、この解決策とその影響を是とするか非とするかの議論をしておかないと後年再び同じような指摘になると思うからです。

3. もう一つの問題は緩傾斜の護岸です。恐らく現在河川は低水護岸も堤防護岸も急傾斜のコンクリートブロック護岸が施工されているものと想像します。しかもこのような河川は概して川幅に比して計画水深が深い中小規模河川に多く見られます。とすれば、このままの川幅で緩傾斜護岸が施工できるかという問題があります。低水護岸だけを緩傾斜護岸にすることは比較的容易にできるでしょうが、堤防護岸となると簡単ではありません。川幅を大幅に広げて緩傾斜護岸とするか、現在の河道断面を小さくして緩傾斜護岸とするかでしょうが、そのときに治水安全度についてどのように考えるかということです。恐らく河川の両岸は人家が連坦していて拡幅などできないのではないのでしょうか。そもそもこのような河川にせざるを得なかったのもいかに移転家屋数を極力少なくし買収用地幅を必要最小限に止めたかったが故のことだろうと容易に想像できます。グループ別部会では是非このような問題を一般的抽象論でなく具体的な課題として深く議論していただきたいと思います。
4. ダムについてですが、提言における表現はいかがなものかと思います。議論の過程はともかくとして、この表現では委員会の本意が伝わらずマスコミ報道でも見られるように徒に民心をあおり立て必要なダムでもできないような不幸な事態が展開されることになるのではないかと懸念しています。それは、“原則として建設しない”という表現もさることながら、“住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする”という表現です。“住民”の定義が明確でないだけに、ダムによる水没住民の意向やダムによる治水・利水上の恩恵を受ける受益住民の熱望やそういった地域住民の意向を代弁する地元自治体や同議会などの判断あるいは合意形成がないがしろにされ、NPOなどの住民団体がダム建設の是非を判断するような印象を与える表現になっていると言えます。これでよいのでしょうか。恐らくこの雰囲気は今後マスコミやNPOなどの住民団体の中で一人歩きするのではないかとされるからです。
5. 最後に、これも「中間とりまとめ」のときに申しましたが、このような専門的事柄については河川の専門的知識を持った河川管理者の意見を十分に聞くとともに十分な議論をする必要があると思います。提言の中で、河川管理者を「職能的専門家」と真意がよく理解できない名称で表現されていますが、もっと河川管理者の意見は真摯に受け止めることが大切ではないのでしょうか。生意気なことを言うようですが、

各委員が淀川は自分たちが変えるという意気込みは判りますが、河川技術あるいは河川行政には古い歴史と経緯もあります。要は、現状における河川の諸問題をこれからどのように改善しながら河川整備を行っていくかということですから、お互いがお互いの立場、主張を理解しながら調整しながら如何に合意形成していくかということではないでしょうか。よろしく願いいたします。

以上